

第 7 8 号議案

福岡県田川地区消防組合と中間市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の制定における協議について

地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項及び同法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、福岡県田川地区消防組合と中間市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約を別紙のとおり制定するに当たり、同組合と協議するため、同法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

中間市長 福田 浩

福岡県田川地区消防組合と中間市との間における消防通信指令

事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 中間市（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項及び同法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を福岡県田川地区消防組合（以下「乙」という。）に委託する。

(1) 甲の管轄する区域における災害の受信、出動指令、無線統制及び情報収集に関する事務

(2) 前号の事務に必要な消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの整備に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）を負担し、これを乙に交付するものとする。

2 委託費の額及び交付の時期は、乙が甲と協議して定める。

3 乙は、前項の協議に当たって、委託費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出するものとする。

（予算の執行）

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第5条 乙は、各年度において、委託費の予算に残額が生じた場合は、法第235条の5に規定する各年度の出納閉鎖日までに甲に返還するものとする。

2 甲と乙は、各年度において、委託費に不足が生じた場合は、その都度協議するものとする。

（決算の場合の措置）

第6条 乙は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（連絡会議）

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲と定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨

時に連絡会議を開くことができる。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

(協議)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、甲と乙が協議して定める日から施行する。

この規約の制定を証するため、本規約2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 中間市中間一丁目1番1号

中間市

中間市長 福田 浩 印

乙 田川市大字川宮 1570 番地

福岡県田川地区消防組合

管理者 永 原 譲 二 印